

平成 3 0 年

大蔵村議会会議録

第 3 回臨時会	1 1 月 1 4 日	開	会
	1 1 月 1 4 日	閉	会

大 蔵 村 議 会

平成30年11月14日（水曜日）

第3回大蔵村議会臨時会会議録
(第1日目)

平成30年 第3回大蔵村議会臨時会会議録

平成30年11月14日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	佐藤雅之君
3番	加藤忠己君	4番	矢口智君
5番	海藤邦夫君	6番	八鍬信一君
7番	佐藤勝君	8番	中島幸夫君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
地域整備課長	高山和広君
健康福祉課長	国分浩一君
住民税務課長	長南正寿君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	早坂勇一君
--------	-------

議事日程 第 1 号

平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日（水曜日） 午後 3 時 0 0 分 開議

議事日程第 1 号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 8 9 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 3 0 年度大蔵村一般会計補正予算（第 4 号）

第 4 議第 9 0 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 3 0 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 5 議第 9 1 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 3 0 年度大蔵村一般会計補正予算（第 5 号）

第 6 議第 9 2 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 3 0 年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 議第 9 3 号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約について

第 8 議第 9 4 号 大蔵村団地造成工事の請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 3 時 0 0 分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、こんにちは。

本臨時会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により6番八鍬信一議員、7番佐藤勝議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第89号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第89号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員の皆様、臨時議会に御参集、まことにありがとうございます。

ただいまは村民憲章の唱和、ありがとうございました。

これから上程を申し上げます議第89号、90号の専決処分の内容につきましては、過日、前もって議長に説明し、了解をいただいているものであります。

それでは、説明を申し上げます。

議第89号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に5,520万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,520万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第89号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

平成30年11月14日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、補正予算書をごらんになっていただきたいと思います。

2ページでございます。

専第18号

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,520万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年9月18日

それでは、5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

変更

地方債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額4,660万円、補正後の限度額5,460万円。合計、補正前の限度額が5億8,110万円、補正後の限度額が5億8,910万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

10ページをお開きください。

2 歳入

13款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金1,600万円。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,120万円。

20款1項村債10目災害復旧債800万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費106万2,000円。10目村営バス事業費50万円。

2項徴税費1目税務総務費51万2,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費60万4,000円。

4款衛生費3項簡易水道費1目簡易水道費200万円。

○産業振興課長（越後 享君） 次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費140万1,000円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費27万4,000円。

9款消防費1項消防費2目消防施設費120万円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費14万7,000円。

次のページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目林業災害復旧費250万円。

2項1目公共土木施設災害復旧費4,500万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議第90号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第90号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億652万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第90号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年11月14日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書のほう20ページをお願いいたします。

専第19号

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億652万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年9月18日

大蔵村長 加藤 正 美

26ページをお願いいたします。

2 歳入

3款1項1目繰入金200万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費200万円。

以上、御審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議第91号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第91号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 説明の前に訂正をします。

先ほど私、議第89号、90号だけ専決と申し上げましたけれども、91号、92号も専決でありますので訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議第91号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億1,700万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,220万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第91号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

平成30年11月14日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

専第20号

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,220万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成30年10月19日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、5ページをお開きください。

第2表地方債補正。

変更

起債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額5,460万円、補正後の限度額1億110万円。合計で、補正前の限度額が5億8,910万円、補正後の限度額が6億3,560万円。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、10ページをお開きください。

2 歳入

11款分担金及び負担金 1 項分担金 2 目災害復旧費分担金135万円。

14款県支出金 2 項県補助金 8 目災害復旧費県補助金5,200万円。

17款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金1,715万円。

20款 1 項村債10目災害復旧債4,650万円。

次のページをお願いいたします。

○産業振興課長（越後 享君） 3 歳出

6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林道整備費200万円。 3 目森林保全管理費50万円。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 3 目道路新設改良費1,300万円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費4,540万円。 2 目林業災害復旧費4,610万円。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費1,000万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 12ページと13ページの11款災害復旧費についてなんですけれども、このたび未曾有の災害ということで、未曾有と言いながら、例年、毎年のように災害が起きているのが実態だと思いますが、県のほうから3分の1、小規模災害復旧ということで予算が来ているわけなんです、村のほうでも2分の1というふうになっていますが、私の聞いたところによると隣の舟形町は3分の2補助して、県と合わせて6分の6、全額地権者負担なしというふうなことも聞いているんですが、毎回やればちょっと切りがないし、地権者の負担というのも

必要だと思うんですが、いわゆる50年に1度と言われるような未曾有の災害のような状況の中で、毎年という前例になってはまずい部分もあるのかもしれませんが、村長として専断してはいるわけですが、その点、負担軽減というか、負担をなくするという意味でどのようにお考えになったのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からは、隣のことでそういうふうにして全額補助で対応しているというようなこと、まして50年に1度、あるいは何十年に1度というようなこういった未曾有の災害の場合には、できるだけ地権者、いわゆる被災者の支援をしているつもりで、ただ、できないということになってくることだと思うんですが、私は、あくまで私有財産である以上、幾ばくかの負担を求めてしかるべきでありますし、例えばこれが農業だけということであれば、やはり公金の使用ということについて不公平が生じてくるというふうに考えてございます。

それで、なぜ、隣のことは言うことはありませんけれども、今回そういうふうな経過になったかということは、私なりにいろいろ手を入れて調べているところであります。2年前の災害についてそういうふうな形をしてしまったものですから、どうしても町民の皆様あるいは議会の皆様方からのそういうふうな要求について、同じような形で応えるほかはなかったというふうなことのようでありました。

振り返って大蔵村は、最初からそういった気象災害については、よその市町村で扱っていないものもそういった形で設定しております。そういったことで、一貫してそういうふうな形で対応していくことが望ましいという形でした。ですけれども、佐藤議員おっしゃるとおり、未曾有の災害ですので、6分の5の補助、6分の1被災者負担ということ、パーセントに直しますと約87%の補助率でございます。これは、激甚災指定にも劣らない補助率でございますので、どこに出しても恥ずかしくないと、私は最大限の支援をしたというふうに自負してございます。ぜひそのことで議員の皆様方の御納得をいただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） 村長の答弁はわかりました。

未曾有の災害ということで、前例ではなくて特例的にということもありますが、いろいろな全体の事情の中で今回はこういう判断になったと思うんです。

1つちょっと確認したいんですが、この災害復旧の金額なんですが、これは償還払いという

形なんのでしょうか。つまり一旦被災者が負担をして、その後に6分の5補填される、上限はありますけれどもそういうものなのか、それとも最初から負担なし、負担は6分の1で、償還も入っている形ではないものなんのでしょうか。その辺のちょっと制度の件について教えていただきたいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺は細部にわたりますので、担当課長からいろいろ詳しく答えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 償還払いという意見でございますが、受益者、補助事業者、支払いが全て終わった段階で実績報告という報告書をいただきます。それに従って完成検査をして支払うということでございます。ですから、農家が一旦全て支払った後に6分の5を村で支払うということでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○2番（佐藤雅之君） わかりました。

そういう中で資金繰りも含めて今後何か手だてがあれば、後からお金が来るといっても当座のお金ということもあるでしょうから、対応をお願いしたいと思います。質問ではありませんが、よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 今回の補助事業については、実績報告書があつて村が完成検査をした後には速やかに支払うような事務手続をするつもりではありますが、JAのほうで農家負担分については無利子で資金をお貸しすると、短期で、そういう農協の考えもあるようです。積極的に使ってほしいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第92号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号専決処分の承認を求めるについて、平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,180万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第92号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年11月14日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の18ページをお願いいたします。

専第21号

平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大蔵村の団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,180万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項

の規定により村長専決する。

平成30年10月19日

大蔵村長 加 藤 正 美

24ページをお願いいたします。

2 歳入

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金1,300万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項団地造成事業費 1 目団地造成事業費1,300万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7 番佐藤 勝君。

○7 番（佐藤 勝君） 団地造成事業費1,300万円、これはもう契約になっているようですが、この工事の内容というか、どういうことをやるのか。それから、これで造成は終わるのか、まだまだまだまだずうっと続くのか、伺います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 工事の概要ですが、1 つは、宅地造成ということで1 区画100坪の宅地を7 区画造成します。造成に当たりましては、大体3,000立米ほどの盛り土を行います。

もう一つが、団地の中に新しく村道を新設します。延長としまして115メートルで、車道部の道路幅員が6 メートルに加えて、両側に2 メートルの歩道を設置する予定です。車道と歩道を分離するために、歩道部はカラー舗装を今回予定しております。

それから、今回1,300万円ほど増額させてもらいますけれども、この分としては、新しく流雪溝を整備するために1,300万円ほど増額補正させていただいております。

今回1,300万円ほど増額をさせてもらいまして全部で6,600万円ほどの予算になりますけれども、この6,600万円をもって団地造成の工事そのものは完成する予定でおります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7 番（佐藤 勝君） 詳しい中身、説明でよくわかりましたけれども、質問も大切ですが、その前に、この内容を載せるようなことができれば質問しなくてもわかると思うんですが、どうでしょう。

○地域整備課長（高山和広君） 済みません。質問内容をもう1 回聞いてよろしいですか。

○7番（佐藤 勝君） もう1回。

○地域整備課長（高山和広君） はい。

○7番（佐藤 勝君） 今、説明を受けて内容はわかったんですけども、予算というか、我々にこういう補正予算を出す段階において、ただ造成費1,300万円じゃなく、その中身も我々が質問する前に把握できるようなことはできないんでしょうかということです。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） スペースの関係もございまして、なかなか詳しい工事内容までお載せすることはちょっと難しいかと思います。

大きな事業については、今後は全協あたりで説明をさせていただくとか、そういうふうな方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第93号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第93号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第93号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約について。

この議案は、去る平成30年11月9日に入札を執行した結果、新庄市大字鳥越1780番地1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司と肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第93号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約について

次のとおり肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1億3,932万円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市大字鳥越1780番地1

沼田建設株式会社

代表取締役社長 金田孝司

補足説明をさせていただきます。

10月15日に一般競争入札の公告をしたところ、9社より参加申し込みがありました。9社により、11月9日、入札を執行したところ、1億2,900万円、税込み1億3,932万円で沼田建設株式会社が落札をいたしました。

なお、予定価格については1億3,039万5,000円で行いました。

参考資料として（仮）契約書を添付しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいというふうに思います。

本文に戻させていただきます。

平成30年11月14日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第 9 4 号 大蔵村団地造成工事の請負契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第94号大蔵村団地造成工事の請負契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号大蔵村団地造成工事の請負契約について。

この議案は、去る平成30年11月 9 日に入札を執行した結果、大蔵村大字清水2309番地の 1、株式会社八鍬土建代表取締役八鍬欣治と大蔵村団地造成工事の請負に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第94号 大蔵村団地造成工事の請負契約について

次のとおり大蔵村団地造成工事の請負契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 大蔵村団地造成工事の請負
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 6,480万円
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水2309番地の 1
株式会社八鍬土建
代表取締役 八鍬欣治

補足説明をさせていただきます。

12社を指名し、11月 9 日に入札を執行したところ、6,000万円、税込み6,480万円で株式会社八鍬土建が落札をしたものです。

なお、予定価格につきましては6,100万円でありました。

参考資料として（仮）契約書の写しを添付しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

本文に戻らせていただきます。

平成30年11月14日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、まことにありがとうございました。

午後3時43分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員